１　　本事業に関する報告や立入調査について、町から求められた

　　場合には、それに応じます。

２　　この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

かつ当該収入及び支出についての証拠書類を保管し、町からの求めがあった場合には、提出します。

なお、保管期間は事業終了の翌年度から起算して修繕及び代

作用種苗等購入の場合は５年間、再建の場合は減価償却資産の

耐用年数等に関する省令に定める期間とします。

３　　以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないこ

とに異存ありません。

（１）対象施設等について、処分制限期間において園芸施設共済・果樹共済等に加入していないことが判明した場合

（２）施設の処分制限期間においては、営農（出荷販売）を継続すること。（既に処分制限期間を経過した施設で修繕する場合は、５年間とする。）

（３）施設の処分制限期間内に、営農（出荷販売）の停止、有償での譲渡、営農目的外での使用及び譲渡等が判明した場合

（４）必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合

（５）その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

住所

氏名